

2026年度 社会福祉法人 長興会 事業計画書

◎ 基本方針

昨年度は当初46名と定員に4名満たないかたちでのスタートであったが、徐々に新規入所も増えていき、11月には50名と満床に達することができた。今年度は安定的な運営ができるよう、引き続き健康管理や疾病の早期発見等に努めていきたい。

また、虐待防止や身体拘束適正化の措置については、全職員を対象として研修を継続して行うとともに、感染症や自然災害についての事業継続計画の見直しや周知についても、引き続き委員会での取組等を踏まえて実施していく。

併せて、今年度から実施が義務化されている「地域移行等の意向確認」については、昨年度指針を定めて、担当者を選任し、すでに取り組みを進めているところである。これまでの状況を振り返りながら進めていく。

さらに、本年2月に佐賀県障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業費補助金を活用し、職員間の伝達やコミュニケーションをスムーズに行い、利用者への支援をより適切に行えるよう、「インカム（業務用無線機）を20台導入したところである。導入によって、連絡が速くなった、手伝いを要請するためのナースコールが数なくなり、園内が穏やかな雰囲気になった、等の良い点が挙げられるなか、改善点も挙げられているため、今年度は改善のための課題を解決しつつさらなる効率化を図ることで、利用者へ関わる時間を増やすよう取り組んでいきたい。

また、昨年9月に取りまとめられた「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に検討会」による議論のとりまとめにおいて、障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿の一つとして、『地域生活を支えるセーフティネット機能』が挙げられており、長光園久保田ホーム等地域移行をした方をはじめ、地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、園の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての機能を推進していくことにも取り組んでいきたい。

一方、職員確保については、現在サポート施設として受け入れているミャンマーからの留学性2名が2026年度末にて卒業をするため、養成校と連携しながら留学生アルバイト等の受入についても検討を行っていききたい。

2ヶ所で開催している在宅の通所生活介護については、それぞれにおいて工夫を凝らした日中活動を実施していくとともに、入所施設を交えた3者間でのスポーツやレクリエーションを定期的に行って、相互交流も深めていくこととする。

訪問系サービスにおいては、入所施設と同様に感染症発生時も継続した支援を必要とすることから、全職員に対して事業継続計画に基づいた研修と実地訓練を行っていくこととする。

相談事業においては、昨年度途中から情報通信技術の活用として、インターネット上で研修会や連絡会の案内・参加申し込み等を行っており、このことが事務作業の効率化につながっている。今年度はさらに迅速な情報発信等も含めた仕組みづくりに取り組んでいくこととしている。

施設整備については、2年前に床走行式リフトを導入し、居室と浴室で活用しており、現在2台目の導入について準備を進めているところである。

I 障害者支援施設関係事業

1. 利用者の健康管理

(1) 実施方針

利用者が最後まで、自分らしく、健やかに暮らせる環境の構築、加齢に伴う身体機能低下を早期に発見し、適切な医療、リハビリへ繋げる。

生活習慣病の予防と重症化防止。生活を維持するための、多職種によるトータルケアの実施。

協力医療機関との24時間の連携体制を整え、急変時の搬送先の確保を行い、利用者、家族の安心に繋げる。又、誤嚥性肺炎での重症化を防止するために、言語聴覚士「ST」や栄養士、介護福祉士等の連携を深め、「利用者の食べる楽しみ」と「安全」を両立させ誤嚥性肺炎での入院を削減する。

「認定特定行為医療従事者」として胃ろう、喀痰吸引ができる介護福祉士の有資格者が充実する事で、経口摂取が困難な利用者の日々の栄養管理・夜間の水分補給も行える環境を整えていく為に研修や実務を行い、安全性を高めるための、研修も継続していく。

(2) 実施計画

① 全体の健康管理

イ 毎日の検温、排便チェック、問診、点眼、軟膏塗布、投薬管理

ロ 血圧測定、体重測定、SPO2測定（月1回）

ハ 心電図、胸部レントゲン（年1回）

ニ 健康診断（年2回）血液検査、尿検査、視力、聴力、血圧測定、腹囲、身長、体重測定

ホ インフルエンザ予防接種、コロナワクチン（希望者のみ）

② 個人健康管理

イ 血圧、体重測定、血液検査、尿検査、腹部エコー、CT、MRI、心電図など医師の指示により実施する

ロ 口腔ケアの実施（毎食後）

③ 嘱託医との連携

イ 嘱託医による毎週金曜日の医療相談（横須賀病院院長往診）

診療所管理者による毎週土曜日の医療相談（石崎医師往診）

ロ 医師の指示による特別食の提供

ハ 歯科医師、歯科衛生士による週1回の口腔ケア（往診：火曜日希望者のみ）

ニ STによる嚥下評価と嚥下指導（毎月第一火曜日）

④ 機能訓練

イ 個々の訓練計画に基づき実施する（マイクロサーミー・ホットパック・平行棒等）

ロ PT、生活支援員によるリハビリ（週4回）

ハ 嚥下訓練・嚥下体操の実施（昼食前）

ニ 車椅子の調整、補助具の調整

⑤ 感染症対策委員会

イ 年4回開催し感染症に関する勉強会、感染予防・発生時のマニュアル作成

ロ 年2回職員に周知の為の研修会の開催

ハ 年2回職員に周知の為の訓練の実施

2. 利用者支援（生活全般）日中活動

(1) 実施方針（感染症対策を行いながら）

① 個々の能力、趣味、特技の開発と助長に努め、文化・スポーツ活動を促進する

② 個々の年齢、障害にあわせ豊かな生活を送るための行事を実施する

③ 全体でのリハビリ支援とベッドサイドリハビリを積極的に行い機能の維持に努める

④ 集団生活の楽しさと協調性を助長出来るよう、集団レクリエーションを実施する

⑤ 対面や、オンラインでの面会、SNSでの映像配信など感染状況に応じた家族との交流を行いながら連携を保つように努める

⑥ 地域の感染状況を踏まえながら、社会経験を深めるための他機関との交流、外出行事を実施する

⑦ 利用者の希望や個性を考慮した室内活動を多く取り入れ楽しみのある生活に繋げる

(2) 実施計画

① グループ活動の実施

下記のグループいずれかに所属して活動する。

ワーク班	園内外の清掃活動 施設内での様々なボランティア活動
園芸班	四季の花見学 四季を通じての花や野菜の栽培、花壇の造成
手芸班	各個人での手芸品の制作 作品展への出展
創作班	各個人の能力に応じた活動（絵画、学習、台磨きなど）

② クラブ活動の実施

同じ趣味を持つ人同士が集まり、各クラブの活動がより一層活発になされるよう援助する。

音楽クラブ	カラオケクラブ	俳句クラブ	茶道クラブ
書道クラブ	スポーツクラブ	料理クラブ	さわやかクラブ
絵画クラブ	陶芸クラブ		

③ 主要行事の実施

- イ 四季にちなんだ行事の開催
- ロ 年間を通じてスポーツレクリエーション
- ハ 外出行事（社会見学、日帰り旅行）

④ 知性・教養を高めるための講話の実施（毎月）

- イ 随時、職員や外部講師を招聘して実施する
- ロ 外国人留学生から諸外国情勢の話しを聞く

⑤ 自主的な利用者組織の育成（友和会）

- イ 友和会主催行事への全面協力・相談
- ロ 友和会会計業務代行（銀行入金、支払）

⑥ 家庭交流・家族との連携

- イ 常時家族と外泊、外出できる環境を整え、できるだけ家族との繋りを深く保つことに努める
- ロ 長光園親和会（保護者の会）との合同行事及び視察旅行の実施
- ハ 家族・利用者、職員との懇談会の開催
- ニ 親和会役員会・定例会の開催
- ホ 園発行機関誌の送付
- ヘ 長光園ホームページ及びLINEによる情報提供
- ト 施設行事への参加呼びかけ
- チ 自宅への帰省時同行送迎
- リ 対面・オンライン面会の実施
- ヌ SNSを通して利用者の近況報告

3. 利用者支援（社会参加促進）

(1) 実施方針（感染対策を行いながら）

ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者の自立意欲を助長するために、可能な限り社会参加を促進するまた、外部との交流を図り、社会生活における理解、知識を深めてもらうよう努める。

(2) 実施計画

① スポーツの振興

- イ 県パラスポーツ大会及び全国大会選考会への参加
- ロ 県パラスポーツ教室への参加
- ハ 障害者ボッチャ大会への参加
- ニ 全国障害者スポーツ大会への選手ならびに役員の派遣
- ホ プロスポーツの試合観戦
- ヘ 通所利用者とのスポーツ交流の実施

- ト 障害者スポーツイベントへの参加
- チ 車いすマラソン大会への参加（県外）

② 文化活動の振興

- イ 県身障者趣味の作品展出品
- ロ 兵庫町民文化祭作品展出品
- ハ 各種音楽演奏会への参加（音楽クラブ）
- ニ 長光園文化祭・観月会の開催
- ホ 美術展・絵画展への外出
- ヘ 園外スケッチ会の開催（絵画クラブ）
- ト 俳句吟行外出（俳句クラブ）
- チ 障害者オセロ大会参加（県内外）

③ 招待行事への参加（感染状況に応じて）

- イ 野球、その他スポーツ観戦等各団体からの招待への参加（希望者を募り外出参加）
- ロ 演劇、音楽会等招待参加

4. 利用者支援（外出）

（1）実施方針

利用者の要望により、県内の感染症の状況を踏まえながら園周辺の商店等への単独及び職員が同行する事で、社会参加の促進を図るとともに安全と自己責任の喚起を図る。

（2）実施計画

- ① 単独外出・・・移動能力／社会能力による
- ② 外出範囲／経路の選定
- ③ 傷害保険の紹介（情報提供）
- ④ 実施については利用者自治会（友和会）と協議する
- ⑤ 家族との外出時の支援
- ⑥ 職員同行での外出

5. 利用者支援（食生活）

（1）実施方針

日々の生活のなかで、大きな楽しみのひとつである食事については、季節感、健康を考慮した献立作りに励むと共に、利用者の意見・要望を汲み入れ創意工夫する。

各種マニュアル（食中毒予防など）作成・定期的な見直しを行い、厨房職員全員で感染予防に努める。

（2）実施計画

① 健康管理

- イ 医療上特別食を必要とする利用者に対しては、医師、看護師、栄養士との連絡を密にし、定期的に食事見直・改善に努める。
- ロ 月1回、体重確認し、健康増進の為、肥満者へ個別チェック表作成し意欲向上に努める。
- ハ 年1回、各サービス利用者の食事形態を把握し、統一した支援を行う。
- ニ 食事検討会議の開催（年2回、全利用者目標体重を定期的に見直し目標に近づけるよう食事内容を考えると共に嚥下状態と健康状態を支援員／看護師と検討する）

② 衛生管理

- イ 感染症対策委員会に参加すると共に、年2回、利用者へ食中毒予防対策について講話を行う。
- ロ 衛生面に留意し、業者に依頼し、定期的に年1回の厨房大型換気扇清掃、年5回のゴキブリ駆除実施（年1回は食器・食品を厨房外に出し施行）、厨房内（調理器具、食器を含む）清掃、清潔に努め、食中毒予防に努める。
- ハ 厨房用嘔吐物処理マニュアル作成し、感染症発生時、迅速な対応が出来るよう定期的に研修、マニュアル見直しを行う。
- ニ 熱中症マニュアル作成し、厨房職員の健康管理を行い、スムーズな食事提供を行う。

③ 献立作成・調理

- イ 旬の食材、新鮮な食材を献立に取り入れ、季節感を出す。
- ロ 冬季期間、食堂のテーブルごとに鍋料理を提供する。

- ハ 好調査を実施し、利用者の嗜好把握に努め、通常献立や行事食に反映させる。
- ニ 2ヶ月毎に利用者代表を含め、給食委員会を開催し、意見要望に対応する。
- ホ 献立のマニュアル化を進め、味付けの標準化を図る。
- ヘ 温冷蔵庫等の有効利用ならびに調理時間帯の調整により適温給食の提供に努める。
- ト リスク検討委員会に参加し、リスクの把握、解消に努める。

④ 献立作成・調理

- イ 利用者主催の行事食は、利用者・支援員と事前打ち合わせをしてスムーズに行えるよう努める。
- ロ 他の行事に関しても意見要望を汲み入れ創意工夫に努める。
- ハ 非常食は3日分準備し、年1回は防災食体験会を実施し、災害に対する意識の向上を目指す。
- ニ 年に一度テーマを決め、都道府県郷土料理バイキングを実施する。
- ホ 外出が困難者もいる為、2ヶ月に1回喫茶室を実施し、手作りシフォンケーキ・かき氷・タコ焼き等を提供する。

6. 地域交流（地域貢献）

（1）実施方針

地域における公益的な取組の実施を目的とし、社会福祉法人としての公益性を高めていくために、校区社協活動や公民館活動への参画、ボランティアの育成、児童の健全育成、各種団体への施設開放等、利用者と共に地域の社会資源として交流を行うことで、利用者の自立と社会参加の促進を目指す。

また、社会福祉法人の公益性、透明性を発信し、社会に必要とされる施設であることの周知にも努める。

（2）実施計画（感染状況に応じて）

- ① 運動会、観月会、餅つき会、餅焼き会等施設行事への招待
- ② 地区との共催による夏祭りの企画・開催・協力
- ③ 地区老人クラブボランティア受け入れ
- ④ 兵庫小学校との交流
- ⑤ 兵庫町民文化祭参加
- ⑥ 兵庫まちづくり協議会への参画
- ⑦ 兵庫町ひとり暮らし老人ふれあいの集いへの参加・協力
- ⑧ 校区社協へ役員として参加・協力
- ⑨ 校区社協行事への参加・協力
- ⑩ 地区ボランティアへの参加・協力・受入
- ⑪ 市内中高生インターシップ学習
- ⑫ 地域活動へのマイクロバスの貸出（運転手の派遣、活動への協力を含む）
- ⑬ 地区消防団へ職員入団（3名）
- ⑭ 地区高齢者ふれあいサロンとの交流
- ⑮ 近隣幼稚園児との交流会
- ⑯ 社会貢献活動のボランティア受け入れ

7. 短期入所・日中一時支援（障害者・障害児）

（1）実施方針

- イ 利用者が個々の残存能力の活用、潜在能力の喚起を行うとともに、個々のニーズに合わせた支援を行う。活動の幅を広げ、日々の生活が充実したものとなるような援助を行う。又、在宅サービスを活用することにより、在宅生活を安定的に継続できるよう、また、家族のレスパイト支援など総合的な生活支援に努める
- ロ 家族のレスパイト、緊急時の受け入れなど24時間をとおして他機関と連携を取りながら在宅障害児・者のサポートを行うとともに、セーフティネットとしての役割を果たす
- ハ 佐賀地区くらし部会に参画
- ニ 国土交通省自動車事故対策機構短期入所協力施設の指定を受け、家族会の開催受入れ、また、職員研修会に参加し、他機関との連携を図り利用促進に努める
- ホ 施設利用者が罹患した時の隔離室として使用するため、その際はサービスを休止する

(2) 実施計画

- ① 短期入所事業の実施・・・障害者を対象に年間を通じて実施
- ② 日中一時支援・・・・・・・・・・障害児童等を対象に年間を通じて実施

8. 実習・研修受入

(1) 実施方針（感染状況に応じて）

福祉人材養成については、少子化や福祉離れの影響もあり、特に養成校における生徒・学生の減少が著しくなっている。しかし、今後、福祉を担う人材（職員）を確保することからも、積極的な実習受け入れに努めていくとともに、外国人留学生の受け入れにも、社会貢献や養成の面からも、施設全体の役割と位置付けている。行政機関や学校、企業等からの研修受け入れについても積極的に取り組むことで、福祉のイメージアップや人材の確保につなげていく。

(2) 実施計画

- ① 介護福祉士・社会福祉士養成校からの受け入れ
- ② 養成校での実習発表会へ職員派遣
- ③ 介護職員初任者研修、実務者研修に伴う実習の受け入れ
- ④ 福祉行政、学校教員等の研修受け入れ
- ⑤ 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- ⑥ 介護従事者の確保に関する事業での介護職場訪問研修の受け入れ
- ⑦ 公務員民間事業所体験研修の受け入れ
- ⑧ その他研修の受け入れ
- ⑨ 実習前より体調管理、感染予防に努めたうえでの実習開始
- ⑩ 当施設の感染予防マニュアルに沿って実施
- ⑪ 福祉人材に関わるボランティア育成の受け入れ

9. 委員会、研修会、訓練等の実施計画

名 称	実 施 予 定 月	備 考
感染症対策委員会	4月、7月、10月、1月	年4回（義務化）
虐待・身体拘束防止委員会	6月、11月、3月	年1回（義務化）
リスク検討委員会	5月、9月、12月、2月	
介護サービス向上委員会	8月、12月、2月	
感染症対策研修会	6月、10月	年2回（必須）
感染症対策訓練	6月、10月	年2回（必須）
業務継続計画研修	6月、11月	年2回（必須）
業務継続計画訓練	5月、9月	年2回（必須）
避難訓練	毎月	
総合防災訓練	11月	
虐待・身体拘束防止研修	4月	年1回（必須）
交通安全研修	12月	
新規採用職員研修		新規採用時
福祉講演会	7月	

II 障害者サポートセンター関係事業

1. 生活介護・地域活動支援センター（身体障害者・知的障害者）【兵庫】

（1）実施方針

利用者の日中活動の場、相互交流の場として、さらに利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図る事ができるよう、利用者の身体その他の状況に応じて、個別支援計画書を作成し、ニーズに沿った支援を提供するよう努める。重度の医療的ケアを必要とする利用者（経管栄養、吸引を必要とされる方）方や、難病による進行性の疾病の方、加齢に伴って身体機能の低下している方などに対して、健康状態に留意し疾病の予防・早期発見、関係機関との連携を図り、安心・安全なサービス提供に努める。その中で、創作活動やレクリエーション、生産活動に取り組んでいく。
高齢化、重度化に伴い、入所や介護保険に移行される方も増加しており、新しい利用者の確保にも努めていく。

（2）実施計画

- ①送迎サービスの実施（片道 30 分程の距離）
- ②健康チェック（検温、血圧測定、SP02（動脈血酸素飽和度）測定）
- ③入浴サービスの実施（機械浴、特殊浴）
- ④食事サービス（経管栄養の管理、ソフト食等の特別食の提供）
- ⑤創作活動・レクリエーション・カラオケ・クッキング・運動
- ⑥社会見学・周辺散策の実施
- ⑦生産活動（裁縫・アルミ缶、段ボールのリサイクル等、その他販売）
- ⑧機能訓練（月、水曜日の午後に PT により実施）
- ⑨利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月 2 回ケース会議全体会）
- ⑩避難訓練（毎月実施）BCP の訓練
- ⑪その他のサービス
 - ・朝礼による全体会（情報提供・嚥下体操）
 - ・体重測定・車いす手入れ（月 1 回）
 - ・書道クラブ、美容・理容ボランティアへの参加
 - ・支援施設行事への参加や生活介護（小城）との交流（スポーツ交流会、エンジョイ交流会）
 - ・生産活動作品の展示販売（短大の学園祭や各種イベントなど）
 - ・事業所としての活動
- 外部研修受入／特別支援学校の就業体験の受入／介護実習 1 受け入れ／見学・体験利用の受入れ等
- ⑫施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑬改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。
- ⑭感染症予防対策
勤務日に体温や体調の確認、ホールや事務所の定期換気を行い、空気清浄機使用・加湿など、感染症予防対策の徹底を図る。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

2. 居宅介護（身体障害者・知的障害者・障害児）・重度訪問介護・同行援護・移動支援

（1）実施方針

利用者が居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、心身の状況その他の環境に応じて、自立支援を理念とし、個別性・自己選択・自己決定を尊重しながら、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援の提供、その他の生活等に関する相談及び助言を適切に行えるように努める。BCP（業務継続計画）については、定期的な見直しを行い、感染症流行時や大規模災害発生時においても事業継続が可能となる体制整備を進める。また、平時より職員への周知・研修・訓練を実施し、緊急時においても迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。さらに、近年、福祉人材の確保が全国的な課題となる中、当事業所においても安定した人員体制の維持が重要な課題となっている。サービスの質を低下させることのないよう、職員の定着支援、働きやすい職場環境づくり、計画的な人材育成に取り組み、安定的かつ継続的なサービス提供体制の確保を図る。

（2）実施計画

- ①居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助等）の実施
- ②重度訪問介護（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般の支援）の実施

- ③同行援護（視覚障害者の移動の支援）の実施
- ④移動支援（佐賀市、小城市、神崎市、嬉野市、有田町、玄海町、吉野ヶ里町、白石町からの委託事業）の実施
 - ※③と④の外出系支援は感染症の流行状況に応じ依頼内容によって適宜規制を行う
- ⑤ケース会議（月 1 回）において利用者の個別支援計画書の作成とモニタリングの実施
- ⑥必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う
- ⑦ヘルパー会議の開催（障害者虐待防止・BCP 訓練も含む）
- ⑧施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑨改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。
- ⑩BCP の継続的な見直し

2-2. 長光園有償移動サービス

(1) 実施方針

利用者が通院や外出する際、これまでは公共交通機関若しくは他の事業所が運営する福祉有償車両を利用して出かけられていた。しかしながら、地域（行先）によっては十分な交通機関が整備されていない場合や福祉有償車両が確保できない場合もあり、利用者の社会参加を確保できない状況が発生している。

その様な現状を踏まえ、当センターでは以下の目的にて事業の提供に努めたい。

- ①当センターの移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者を対象に福祉有償車両を導入し、これまでの交通上の障壁の緩和を図る。
- ②①によって利用者がより自由な外出の機会を上げ、利用者の外出に係る利便性を高めることを支援する。
- ③佐賀市近辺においては、福祉有償車両の予約を取ることが難しい状況も見られる。そこで当センターが当該事業の実施によって利用者の外出機会は確保できることが、地域貢献に繋がると考えている。

(2) 実施計画

- ① 実施地域：佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、小城市、多久市
- ② 対象者：移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者に対しての長光園有償移動サービスの実施
- ③ 使用車両：キャラバン 4 号 キューブ、タント（銀色）、スペースア
- ④ 使用車両の定期点検の実施
- ⑤ 改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む
- ⑥ 運転者、利用者の検温・体調確認、車内消毒の徹底（使用後アルコール消毒）

3. 介護保険事業（訪問介護・介護予防訪問介護）

(1) 実施方針

障害者総合支援法に基づいて居宅介護等を利用されていた利用者が 65 歳に達すると、介護保険法による訪問介護等に移行することを余儀なくされており、当法人が経営する居宅介護等事業所の利用ができなくなる。そこで、引き続き当法人のホームヘルパーによる訪問介護を利用したいとのニーズもあり、平成 24 年 2 月 1 日より介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護の事業を開始した。平成 29 年 4 月より開始された総合事業も平成 30 年 4 月には『介護予防・生活支援サービス事業』と『一般介護予防事業』への改定に対応し支援を行っている。

利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態の軽減および悪化の予防に努める。そのため、各担当ケアマネジャーが作成したケアプランに基づき、日常生活上の援助目標を設定し、援助内容を計画的に実施する。また、関係機関との綿密な連携を図り、総合的かつ柔軟なサービスの提供に努める。感染症発生時および自然災害発生時には BCP を活用し、緊急時に適切な行動がとれるよう、日頃から全従業員へ周知徹底を図るとともに、定期的な研修および見直しを実施する。

(2) 実施計画

- ① 身体介護（入浴・排泄・食事などの介護）の実施
- ② 生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの家事）の実施
- ③ ケース会議（月 1 回）において利用者の個別介護計画書の作成とモニタリングの実施
- ④ 必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う
- ⑤ ヘルパー会議の開催（虐待防止・BCP 訓練も含む）
- ⑥ 施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑦ 改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。
- ⑧ BCP の継続的な見直し

<感染拡大防止策（コロナを含む）として居宅系サービス共通事項>

- ① 支援前のヘルパー自身の検温
- ② 平熱より高い熱（高熱）があった場合はすぐ報告。交代や支援日の変更等適切な対応を行う
- ③ 利用者自身のヘルパー訪問前の検温（自身で検温が難しい方はヘルパー訪問時検温）
- ④ 平熱より高い熱（高熱）があった場合はヘルパー訪問前に連絡を頂き、感染リスクを下げるために、適宜支援時間の短縮や防護服着用等対応行う
- ⑤ アルコール消毒、マスクの着用、手洗いうがい等、出来る限りの感染対策の徹底

4. 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター事業

平成 29 年 4 月に、佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町より『基幹型相談支援センター事業』を受託し、長光園障害者総合相談センター内に『佐賀地区障がい者基幹相談支援センター』（以下、基幹センター）を開設した。基幹センターには、『佐賀地区障がい者基幹相談支援センター』、『佐賀地区障がい者総合相談窓口』、『佐賀地区障がい者権利支援センター』の 3 窓口を設置し、佐賀地区における相談支援の中核機関として事業を実施する。

1) 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター

(1) 実施方針

佐賀地区にある相談支援事業所等からの相談に応じ、当該事業所のサポートを行う他、研修等を開催し、相談支援体制の整備や相談支援専門員のスキルアップに取り組む。地域づくりについては、佐賀地区自立支援協議会や行政機関等との連携のもと、『地域生活支援拠点等整備事業』（以下、TOMOIKI ネット）の機能強化に取り組む。

(2) 実施計画

①専門相談対応

佐賀地区の相談支援事業所等からの相談に応じ、技術的な協力や助言、専門機関の紹介や調整を行う。また、佐賀地区の主任相談支援専門員と連携し、新規の相談支援事業所等に巡回訪問を行い、技術面・運営面の助言・指導を行う。

②地域の相談支援体制の強化

佐賀地区自立支援協議会相談支援部会及び同部会に常設される 3 委員会（人材育成・体制整備・児童）の事務局を担い、相談支援体制の強化や人材育成を図る。

③TOMOIKI ネットの機能強化

基幹センターにコーディネーターを継続して配置し、緊急時の相談に対応する。また、佐賀地区自立支援協議会くらし部会および TOMOIKI ネット推進協議会の事務局を担い、行政機関、総合相談窓口等と連携し、TOMOIKI ネットの協力事業所の拡大や連携の強化に取り組む。

④障がい児支援部会の運営

令和 7 年度より開設された障がい児支援部会の事務局を担い、佐賀地区における障害児の地域課題の解決に向けて取り組む。

⑤地域移行・地域定着支援の促進

佐賀地区にある精神科病院からの依頼に応じ、病院との連携のもと、モデルケースに取り組み、一般相談支援（地域移行・地域定着）の促進に寄与する。

⑥官民協働の運営体制の確保

毎月1回、基幹センター運営会議を開催し、行政機関や総合相談窓口等との連携体制を確保する。

⑦障害支援区分認定調査および計画相談支援への協力

主に佐賀地区の行政機関から、障害支援区分認定調査を受託し、当該調査を実施する。また、長光園障害者支援センター計画相談支援事業所のケースミーティングに参加し、計画相談の利用者の情報共有、ケース検討を行う。

⑧基幹センター内での連携体制の確保

定期的にセンター内でミーティングを実施し、各部署や担当間の連携体制を確保する。

⑨交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑩感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒を行う。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

⑪ICT（情報通信技術）の活用

クラウド、SNS等を活用し、業務の効率化や迅速な情報発信等の仕組み作りに取り組む。

2) 佐賀地区障がい者総合相談窓口

(1) 実施方針

佐賀地区で暮らす障害のある人の福祉に関する様々な問題について、当事者や関係機関等からの相談に応じ、情報提供、障害福祉サービスの利用支援、専門機関の紹介や調整などを行う。佐賀地区の支援体制づくりに向けては、行政機関や基幹センターと連携を図りながら、他の総合相談窓口2か所と共同で佐賀地区自立支援協議会定例会議の事務局を担当し、地域課題の改善や解消、社会資源の開発等に取り組む。

(2) 実施計画

①総合相談対応

障害のある人やその家族、及び支援機関等からの相談に応じ、生活課題の改善や解消に向けて、医療・保健・教育・福祉・就労等の関係機関との連携のもと相談支援に取り組む。その他、必要に応じて当事者の社会生活力の向上に向けて、ピアカウンセリングの調整も行う。

②地域の支援体制づくり

他の総合相談窓口2か所と共同し、佐賀地区自立支援協議会定例会議の事務局を担い、地域課題の解決や社会資源の開発等に取り組む。また、佐賀地区自立支援協議会に位置づけられる、相談支援部会及び佐賀地区相談支援連絡会に参画し、地域の相談支援体制の強化に協力する。その他、基幹センターに配置されるコーディネーターに協力し、TOMOIKI ネットに貢献する。

③官民協働の運営体制の確保

毎週1回、他の総合相談窓口2か所とミーティングを行い、毎月1回、行政機関と全総合相談窓口で合同運営会議を実施し、連携・協働体制を確保する。

④障害支援区分認定調査および計画相談支援への協力

主に佐賀地区の行政機関から、障害支援区分認定調査を受託し、当該調査を実施する。また、長光園障害者支援センター計画相談支援事業所に協力し、計画相談支援のサポートを行う。

⑤基幹センター内での連携体制の確保

定期的にセンター内でミーティングを実施し、各部署や担当間の連携体制を確保する。

⑥交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑦感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒を行う。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

⑧ICT（情報通信技術）の活用

クラウド、SNS等を活用し、業務の効率化や迅速な情報発信等の仕組み作りに取り組む。

3) 佐賀地区障がい者権利支援センター

(1) 実施方針

障害者虐待防止法に則り、佐賀地区において障害者虐待防止の広報・啓発を行うとともに、養護者による障害者虐待の防止や解消、および被虐待者の権利擁護に取り組む。障害者福祉施設従事者等による虐待、または使用者による虐待に関する通報、相談があった場合は、速やかに行政機関に連絡し、その後の迅速な対応につながるよう協力する。

(2) 実施計画

① 障害者虐待相談対応

養護者による虐待に関する相談や通報を受理し、行政機関に連絡するとともに行政機関が行う事実確認に協力する。事実確認後に開催される支援会議に参加し、行政機関との連携・協働のもと、被虐待者の安全確保やサービス調整、養護者支援に取り組む。支援開始後は、適宜、モニタリングを行い、虐待問題が解決するまで継続的な支援を行う。

② 文書等の保管

受理または作成した文書の管理は厳重に行う。

③ 成年後見制度の利用支援

被虐待者が成年後見制度を利用する必要がある場合は、申請や調整を支援する。

④ 障害者虐待防止法の広報・啓発活動

障害者虐待防止に関する研修を実施し、佐賀地区における障害者虐待防止法の普及・啓発に寄与する。具体的には、佐賀地区内の関係機関等からの依頼を受け、『出前講座』を実施する。出前講座は、感染症等への対策として、オンライン（ZOOM 使用）でも実施できるよう準備する。

⑤ 官民協働の運営体制の確保

虐待事案の発生等の状況に応じ、行政機関と運営会議を適宜開催し、虐待事案に関する共通認識や連携体制を確保する。

⑥ 障害支援区分認定調査および計画相談支援への協力

主に佐賀地区の行政機関から、障害支援区分認定調査を受託し、当該調査を実施する。また、長光園障害者支援センター計画相談支援事業所に協力し、計画相談支援のサポートを行う。

⑦ 基幹センター内での連携体制の確保

定期的にセンター内でミーティングを実施し、各部署や担当間の連携体制を確保する。

⑧ 交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑨ 感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒を行う。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

⑩ ICT（情報通信技術）の活用

クラウド、SNS 等を活用し、業務の効率化や迅速な情報発信等の仕組み作りに取り組む。

5. 長光園障害者支援センター 指定一般・指定特定相談支援事業

1) 実施方針

(1) 特定相談支援（計画相談）

障害者の自立した生活を支援することを目的とし、様々な課題についての相談に応じ、適切なサービス利用や社会資源が活用できるよう調整する。

佐賀市との協議を経て、令和7年度より、基幹センターに配属される相談支援専門員のみ兼務が認められることになった。これにより機能強化加算1を算定が可能となっている。機能強化加算の要件に対応すべく、組織内の情報共有体制の強化、支援困難事例の計画相談の受入体制の確保を図る。

(2) 一般相談支援（地域移行・地域定着）

入所施設や精神科病院から退所・退院し、家族から離れて一人暮らしを始めようとする障害者に対して、地域生活が安定するよう支援を行うことを目的とする。佐賀地区にある精神科病院からの相談に応じ、病院との連携のもとモデルケースに取り組む。モデルケースの実践を蓄積し、佐賀地区における一般相談支援の推進に協力する。

これまで、実績として退院後はグループホームに入居し、一人暮らしのケースは無かった為、令和3年から地域定着の実績は無い。今後は、医療機関からの相談に応じ、連携を図りながら、ケース対応に取り組む。

2) 実施計画

(1) 特定相談支援

サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施。

行政等より、支援困難事例の計画相談の依頼があった場合には、積極的に受け入れる。

(2) 一般相談支援

緊急の相談等に対応し、訪問などの各種支援を行う。

(3) 相談支援連絡会の参加

佐賀地区相談支援連絡会に参加し、相談支援の技術・技能の向上を図る。

(4) 組織内部の連携の確保

週1回、計画相談の進捗を確認する会議を開催し、部署や担当間の連携体制を確保する。

(5) 交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

(6) 感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒を行う。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

III. 福祉ホーム事業

(1) 実施方針

利用者（福祉ホームを利用する障害者）が地域において自立した日常生活及び社会生活を営む事ができるよう、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。令和7年5月に1名、11月に1名、2名とも健康面の悪化にて退居される事となった。現在4名の方がホームで生活を送られている。入居者の方が、健康に留意し安心して生活できるようサポートしていきたい。また、新規入居者の確保にも努めたい。

今年度は、地域で行われる久保田町民スポーツ大会等へ参加し地域との交流を積極的に取組んでいく。

(2) 実施計画

- ①年2回の避難訓練実施（北田自治会への声掛けにより実施）
- ②地区の一斉清掃活動への参加（春、夏）
- ③地区の天満宮祭りへの参加（ポン菓子、ポップコーン等出店の実施を含む）
- ④地区の自治会等各種活動への参加（町民スポーツ大会参加）
- ⑤ホームの消防設備点検
- ⑥入居者外出時の見守り実施（踏切横断時）
- ⑦日常生活上の相談や居宅介護事業所等との連絡調整
- ⑧園行事への参加
- ⑨かかりつけ医療機関（江口病院）との連携
- ⑩長光園小城生活介護センター合同の餅つき会
- ⑪感染症予防対策（玄関内に手指消毒剤を設置）

IV. 長光園小城生活介護センター（身体障害者・知的障害者）

1) 実施方針

利用者の日中活動の場、相互交流の場として、さらに利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図る事ができるよう、利用者の身体その他の状況に応じて創作活動や生産活動など各種サービスを適切に提供するように努める。また、重度の医療的ケアを必要とする利用者（経管栄養、吸引、吸入を必要とされる方、自己酸素使用の酸素ボンベの動作指導・確認、自己インスリン注射の手技の指導・確認を必要とされる方）にご利用いただいていることから、健康状態に留意し疾病の予防、早期発見及び安心・安全なサービス提供に努める。

その他、利用者の身体状況に応じたマッサージやリハビリをご希望される方には機能訓練も実施していく。

今後も利用者が安心できる環境を整え、創作活動やレクリエーションを実施しながら、季節に応じたイベント等を全体の活動として取り組む。

(2) 実施計画

- ①送迎サービスの実施（片道 30 分程の距離）
- ②健康チェック（検温、血圧測定、SP02（動脈血酸素飽和度）測定）
- ③入浴サービスの実施（リフトや移乗用具使用）
- ④食事サービス（経管栄養食の管理、減塩食、食事制限管理）
- ⑤創作活動・レクリエーション・カラオケ（通信カラオケ）・クッキング・運動
- ⑥社会見学・周辺散策の実施
- ⑦生産活動（靴下端切れ編み物、門松作りなど）
- ⑧機能訓練の実施（火・金曜日の午後は PT によるリハビリ）（運動器具使用）温熱療法（ホットパット・血行促進マッサージ器（メドマー）提供
- ⑨利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月 1 回ケース会議、モニタリング）
- ⑩避難訓練、BCP の訓練（4 月、10 月消防署へ通知・通報訓練）（毎月自主訓練実施）
- ⑪その他のサービス
 - ・朝礼による全体会（情報提供・嚙下体操）
 - ・体重測定・車いす手入れ（月 1 回）
 - ・年間主要行事の開催
初詣／新年会／ひな祭り会食／花見／開所記念式／バーベキュー／運動会／餅つき
 - ・支援施設行事への参加や生活介護（兵庫）との交流（スポーツ交流会、エンジョイ交流会）
 - ・生産活動作品の展示販売（短大の学園祭や各種イベントなど）
 - ・事業所としての活動
外部研修受け入れ／特別支援学校の就業体験の受け入れ／介護実習 1 受け入れ／餅つき会への自治会招待／小城・多久障害者総合支援会議の参加／見学・体験利用の受入れ等／家族又は利用者から福祉や医療に関する相談の対応や専門機関への引き継ぎ
- ⑫施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会の参加
- ⑬改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。車両自己点検（月 1 回）、車両点検（整備工年 1 回）
- ⑭感染症予防対策
勤務日に体温や体調の確認、ホールや事務所の定期換気を行い、空気清浄機使用・加湿など、感染症予防対策の徹底を図る。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。
- ⑮災害対策
非常食準備、簡易非常用トイレ（2 個）、他

V. 委員会、研修会、訓練等の実施計画

名 称	実 施 予 定 月	備 考
リスク検討員会	5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月	
感染症対策員会	6 月、9 月、12 月、3 月	
サービス向上員会	4 月、8 月、1 月	
虐待防止 身体拘束適正化委員会	4 月、8 月、12 月	
【サポートセンター課全体会】		
BCP（事業持続計画）の研修・訓練	5 月 28 日	
第 1 回感染症対策研修会・訓練	10 月 16 日	
虐待防止・身体拘束適正化の研修会	10 月 29 日	
第 2 回感染症対策研修会・訓練	2 月 18 日	

V 職員研修・福利厚生

1. 職員研修

(1) 実施方針

利用者の身体面、精神面での介護に携わり、かつ利用者同士の人間関係調整等に対処するためには、各職員が、知識・技術の向上を目指すとともに、対人サービスにとって最も重視される人間性に富んでいることが望まれる。また、入所支援を中心とした従来の施設サービス以上に要求される地域・在宅福祉を充実させるためには、新時代の施設職員としての意識改革が求められている。施設職員としての自覚を持ち、施設の基本理念に沿うよう研修を重ね、研鑽を深めることに努める。

(2) 実施計画

- ・全国社会福祉法人経営者大会への参加期日（令和8年9月/岐阜県）
- ・九州障害者支援施設協議会主催職員研修への参加
- ・第43回九州身体障害児者施設研究大会（令和8年10月1日～2日/長崎市）
- ・第53回九州障害者支援施設研究大会（令和9年2月/沖縄県）
- ・第48回全国身体障害者施設協議会研究大会（令和8年7月2日～3日/岡山県）
- ・第38回経営セミナー（令和9年3月/東京）

2. 福利厚生

(1) 実施方針

生活支援職員の勤務は、利用者の日常生活を中心とした勤務体系となっており、職員の社会生活上、健康上に影響するところがあるため、職員自身の健康管理にも努める。また、職種間の連携強化のため、職員親睦会（光友会）の育成に努め、親睦行事等を開催する。

さらに、職員の子育て支援と福利厚生を目的として昨年度開設した事業所内保育所は、臨時受け入れを行いながら年度途中には月極利用が始まったところである。今後のことも鑑みて、今年度は、佐賀市の家庭的保育事業等としての認可も受けるよう取り組みを進めていく。

(2) 実施計画

- ① 毎日定刻（午前9時）にラジオ体操を実施
- ② 年1回の健康診断（夜勤を行う職員については法令により2回実施）
施設内検査 体重、身長、視力、聴力、血圧、尿（糖・蛋白）、血液、心電図、精密検査、専門医による検査、定期検査、胸部X線撮影（年1回 9月）（インフルエンザ予防接種 11月）
- ③ 職員親睦会の育成、レクリエーションに対する援助（職員親睦旅行・スポーツ大会等）
- ④ 福利厚生センターソウエルクラブへの加入
- ⑤ 事業所内保育事業を実施

3. 人事考課

(1) 実施方針

激変する施設経営環境に対応できる人材の育成に努め、その能力や成果、適正に沿った処遇を行う。

(2) 実施計画

- ① 自己評価書の作成をはじめとする一連の作業を定着させ、業務に反映する。
- ② 考課者研修を強化し、公正な運用を継続する。

VI 施設設備の整備

(1) 実施方針

施設整備に必要なものは緊急の度合いが大きいものから可能な範囲で順次整備を行う。

(2) 実施計画

- ① 基本設備（電気設備、給排水設備、給湯設備、昇降機等）の保守管理
- ② 防災設備（スプリンクラー設備、非常通報設備、自家発電設備、周辺避難通路等）の保守点検整備
- ③ 車両、訓練用器具、医療器具、厨房機器等の点検整備
- ④ 廊下、トイレ等共用部分照明のLED化（居室・食堂リハビリ室、増築棟はLED化済）
- ⑤ その他必要に応じ機器等の改修・更新

VII 防災安全対策の推進

(1) 実施方針

福祉施設における防災安全対策は、施設の運営管理上、最も重要な事項であり、従来から防災訓練については、力をいれているところである。現在確立されている避難方法の習熟に努めながら、あわせて更なる有効な方法を模索する。

(2) 実施計画

- ① 毎月1回夜間体制による避難救助訓練を実施する
- ② 11月下旬佐賀消防署の指導により、地域住民及び地元消防団員に参加を求めて、夜間総合防災訓練を実施する。
- ③ 年2回消火器使用による消火実地訓練の実施
- ④ 自家発電機の定期点検（毎月1回）

VIII 苦情解決

(1) 実施方針

苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し一定のルールに沿った方法で解決を進め、円満解決の促進及びサービスの適正性の確保を図る。

(2) 実施計画

- ① 利用者への周知の徹底
- ② 苦情の受付及びその報告・確認
- ③ 苦情解決へ向けての話し合い
- ④ 苦情解決の記録・報告
- ⑤ 苦情解決体制

・苦情受付担当者	障害者サポートセンター課長	領 家 和 哉
	看護課長	下 川 典 枝
	生活介護主任	古 賀 博 史
	支援施設課主任	大 徳 飛 鳥
	小城生活介護センター主任	永 戸 さおり
・苦情解決責任者	園長	宮 崎 一 哉
・第三者委員	長興会評議員	藤 佐 裕 史
	元主任児童委員・長興会評議員	藤 原 須美子

IX 虐待防止

(1) 実施方針

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち利用者への虐待防止に必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

- ① 虐待防止に関する職員研修の実施
- ② 虐待情報・相談の受付及びその報告・確認
- ③ 虐待防止・虐待対応時マニュアルの周知
- ④ 虐待の記録・報告
- ⑤ 虐待防止体制

○虐待相談窓口（担当者）	事務長	千代島 秀幸
	障害者支援施設課長	嘉 村 英 哲
	障害者サポートセンター課長	領 家 和 哉
	小城生活介護センター主任	永 戸 さおり
	看護課長	下 川 典 枝
○受付時間	毎週月曜日～金曜日	9：00～18：00
○虐待防止責任者	園長	宮 崎 一 哉

X ハラスメント防止

(1) 実施方針

社会福祉法人長興会ハラスメント防止規程に基づき、職員への啓発活動等により、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等

に関するハラスメントを含む、あらゆる嫌がらせなどをいう。)の防止及び排除に努めるものとする。
(2) 実施計画

- ① ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための窓口を設置する。
- ② ハラスメントに関する相談を受け付ける。
- ③ ハラスメントに関する事実確認を行う。
- ④ ハラスメントの事実が認められる場合は、迅速な問題の処理に務め、適切な再発防止策を講じる。

○相談窓口	事務長	千代島 秀幸
○相談責任者	施設長	宮 崎 一 哉